



平成22年度からの個人住民税(町県民税)の 主な税制改正について

★住宅ローン控除について

所得税の住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)を受ける方で、所得税から引ききれない額が発生した場合には、翌年度の個人住民税から控除される制度が創設されています。

◎ 対象となる方

① 平成21年～25年に入居される方

前年分の所得税の住宅ローン控除の適用を受け、所得税で控除しきれなかった額がある方

② 平成11年～18年末に入居された方

前年分の所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方で、所得税で控除しきれなかった額がある方

※平成19年又は平成20年に入居された方については、個人住民税からの住宅ローン控除は適用されません。

◎ 控除額等

1. 次のいずれかの額が控除されます

①所得税の住宅ローン控除可能残額のうち所得税で控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)

2. 控除期間は最高10年です。

◎ 手続きについて

1. 給与所得のみの方は、給与支払報告書に「住宅借入金等特別控除額」「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」の記載が必要です。

2. 所得税の確定申告により住宅ローン控除をされる方は、確定申告書に「居住開始年月日」の記載が必要です。



★65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者の 徴収方法の改正について

平成20年度税制改正において、65歳以上の公的年金等受給者の年金所得に係る個人住民税は、年金からの特別徴収の方法によることとされ、65歳未満で公的年金等の所得を有する給与所得者については、公的年金等の所得に係る税額を給与所得に係る税額に加算して、給与から特別徴収することができなくなりました。

しかし、平成22年度税制改正による見直しで、65歳未満で公的年金等の所得を有する給与所得者については、年金所得その他の所得に係る町県民税を給与所得に係る個人住民税と合わせて給与からの特別徴収することができるようになりました。

このため、平成22年度以降は、原則として65歳未満の方の公的年金等の所得に係る個人住民税は、給与所得者に係る税額と合わせて給与からの特別徴収により徴収させていただくことになります。

●問い合わせ 税務課
吾北総合支所住民課
本川総合支所住民課

■ 893-1118
■ 867-2300
■ 869-2112